

特定非営利活動法人Harmony 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Harmony という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市伊勢丘六丁目9番11号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、少子高齢化や核家族化、人間関係の希薄化が進む社会において、「地域食堂」や「まちづくり」など世代を超えた交流や支え合いの場を創出することにより、地域住民が安心して暮らせる持続可能なコミュニティの形成への寄与を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域食堂「ふれあいフードコート」の事業
 - ② 世代間交流の促進を目的とした地域イベント企画・運営の事業
 - ③ 個人及び家族のカウンセリング事業
 - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の一種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない

ない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関与することができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前頁の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後、やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社会福祉法人 福山市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、法人のホームページに掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項で規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	小池 亜季
副代表理事	日高 千寿
理事	武田 昌子
監事	藤代 卓
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、少子高齢化や核家族化、また人間関係の希薄化が進む中で、地域社会における世代を超えたつながりや支え合いの機会が減少しています。子どもや子育て世代の孤立、高齢者の孤独、若者の居場所不足など、年齢や立場を問わず、地域で安心して暮らすことが難しくなっている現状があります。

このような社会状況の中で、地域住民が気軽に集まり、心の通い合う交流を持つことは、コミュニティの再生と活性化につながります。特に「食」を通じた交流は、年齢や背景に関係なく参加しやすく、自然なつながりを生み出す機会となります。

私たちはこのような考えから、地域の交流館にて月1回、手作りのカレーを提供する「ふれあいフードコート」を開催してまいりました。子どもから高齢者まで誰もが気軽に訪れられるこの場は、単なる食事の提供にとどまらず、世代を超えた対話のきっかけや地域課題の発見、相互見守りの役割も果たしています。

活動を重ねる中で、回を追うごとに参加者が増え、地域住民からの期待や信頼も高まり、子育て世代、高齢者など、幅広い層がこの活動を必要としていることを実感しました。

しかし、これまでの活動は個人の有志による運営に頼っており、継続性・安定性・信頼性の面で課題がありました。活動をさらに充実させ、継続的に地域社会に貢献していくためには、事業の基盤を強化することが重要であり、資金の安定確保、行政、企業、関係機関との連携、協力体制の整備、社会的信用の獲得が不可欠であるとの認識に至りました。加えて、活動の幅を広げていくためには、外部からの助成金の申請や他団体との正式な連携も必要であり、そのためには法人格の取得が望ましいと判断しました。

法人設立後は、「ふれあいフードコート」の継続・発展に加え、世代間交流促進を目的とした地域イベントの企画・運営や個人及び家族のカウンセリング事業を行い、地域住民一人ひとりが安心して暮らせる「つながりのあるまちづくり」に寄与することを目指しています。

2 申請に至るまでの経過

令和6年4月より活動を開始。子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄れる場として、地域の交流館において月に1回、手作りのカレーを提供する「ふれあいフードコート」を継続的に開催。

令和6年10月より、地域の定例行事にも出店側として参加。

令和7年7月 特定非営利活動法人Harmonyの設立を決意。

令和8年3月1日 特定非営利活動法人Harmonyの設立総会を開催。

2026年3月1日

特定非営利活動法人 Harmony

設立代表者

小池 亜季

設立初年度事業計画書

特定非営利活動法人 Harmony

1 事業実施の方針

設立初年度は、これまでの活動で得られた経験と課題を踏まえ、事業の継続性を重視して進めていく方針とする。無理のない範囲で着実に運営体制を整え、安心して続けられる事業運営を目指す。

また、行政・企業・関係団体との連携を強め、地域全体の支え合いの一部を担うという姿勢で事業を展開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 支出見込額 (単位：千円)
① 地域食堂「ふれあいフードコート」の事業	カレーの提供	不定期 月に一回	伊勢丘交流館	4	200	221
② 世代間交流の促進を目的とした地域イベント企画・運営の事業	地域事業・マルシェ	不定期	市内各所	4	100	30

2027年度事業計画書

特定非営利活動法人 Harmony

1 事業実施の方針

2027年度は、これまでの活動で得られた経験と課題を踏まえ、事業の継続性を重視して進めていく方針とする。無理のない範囲で着実に運営体制を整え、安心して続けられる事業運営を目指す。

また、行政・企業・関係団体との連携を強め、世代間交流の促進を目的とした地域イベントの企画・運営の事業、個人及び家族のカウンセリング事業の委託業務を受け、地域全体の支え合いの一部を担うという姿勢で事業を展開する。

具体的には、企業のボランティア団体と連携し、業務委託を受ける、又は共同で世代間交流の促進を目的とした地域イベントの企画・運営を行う。

- ・企業主催の清掃活動での飲食提供

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 支出見込み額 (単位：千円)
① 地域食堂「ふれあいフードコート」の事業	カレーの提供	不定期 月に一回	伊勢丘交流館	4	200	256
② 世代間交流の促進を目的とした地域イベント企画・運営の事業	地域事業・マルシェ	不定期	市内各所	4	100	51
③ 個人及び家族のカウンセリング事業	個人及び家族のカウンセリング	不定期	伊勢丘	1	4	8

設立初年度の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から 翌年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人 Harmony

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	20,000		
施設等受入評価益	0		
受取寄附金計		20,000	
3. 受取民間助成金	140,000	140,000	
4. 事業収益			
事業収益 (月一カレー提供)	120,000		
事業収益	0	120,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			280,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
材料費	84,000		
保険	6,720		
施設備品費	100,000		
消耗品費	48,000		
雑費	12,000		
その他経費計	250,720		
事業費計		250,720	250,720
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0	0	0
管理費計			
経常費用計			250,720
当期経常増減額			29,280

III 經常外收益			
1. 固定資産売却益			
經常外収益計			
IV 經常外費用			
1. 過年度損益修正損			
經常外費用計			
当期正味財産増減額	29,280		29,280
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			29,280

2027年度の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から 2028年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人 Harmony

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	16,000		
施設等受入評価益			
受取寄付金計		16,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	160,000	160,000	
4. 事業収益			
事業収益 (月一カレー提供)	120,000		
事業収益		120,000	
事業収益 (イベント)	60,000		
事業収益		60,000	
事業収益 (カウンセリング)	10,000		
事業収益		10,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			366,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
材料費	140,000		
保険	6,720		
施設備品費	100,000		
消耗品費	53,000		
雑費	15,000		
その他経費計	314,720		
事業費計		314,720	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計			314,720
当期経常増減額			51,280

III 經常外收益			
1. 固定資產売却益			
經常外收益計			
IV 經常外費用			
1. 過年度損益修正損			
經常外費用計			
当期正味財産増減額		51,280	51,280
前期繰越正味財産額			29,280
次期繰越正味財産額			80,560